

四日市市告示第153号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、「別紙図面」は省略し、四日市市 都市整備部 公園緑政課において縦覧する。

令和8年3月31日

四日市市長 森 智広

公園名	位置及び区域	面積(m <sup>2</sup> )	供用開始日
河原田町7号公園	四日市市河原田町字福角 638 番 9	156m <sup>2</sup>	令和8年3月31日
室山2号公園	四日市市室山町字垣内 357 番 33	100m <sup>2</sup>	令和8年3月31日
小古曾東3号公園	四日市市小古曾東三丁目 2238 番 14	105m <sup>2</sup>	令和8年3月31日
坂部が丘中央公園	四日市市坂部ヶ丘三丁目 1 番 17 他 6 筆	5742.47m <sup>2</sup>	令和8年3月31日

( 都市整備部 公園緑政課 )